

山口県報

令和7年
8月8日
(金曜日)

目次

- 告示
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工
事(都市計画課).....一
土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....二
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....二
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....二
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....三
○公告
建設業の営業の停止命令(監理課).....三



山口県告示第二百五十三号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第四
条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法
(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設
置に関する工事を次のとおり完了する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 公共下水道の名称
周防大島町特定環境保全公共下水道
二 工事の内容及び区域又は区間

内 容	区 域 又 は 区 間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字久賀字堅小路西四四一三の三地区から 同郡同町同大字字御幸松沖二六〇一の三地区先まで

三 工事の完了の日
令和七年八月八日

山口県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成
三十年山口県告示第二百二十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解
除する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(一)(15)
二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部
河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成
二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のと
り解除する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

多田(一)(6)、多田(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

小郡下郷(一)(15)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

多田(一)(6)、多田(一)(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川

課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成三十年山口県告示第百三十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

小郡下郷(一)(15)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

多田(一)(6)、多田(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

小郡下郷（一）(15)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

多田（一）(6)、多田（一）(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）



（一五二）建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和七年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和七年六月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社クラハシ

主たる営業所の所在地 岩国市多田二丁目一〇八番地の六

代表者の氏名 久世 敏規

許可番号 山口県知事許可（般一三）第二〇九三五号

三 処分の内容

（一）停止を命じた営業の範囲

土木工事業、及び・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び解体工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

（二）営業の停止の期間

令和七年六月二十五日から令和八年六月二十四日まで

四 処分の原因となつた事実

前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項、第六十条及び第百九十八条の罪により、令和七年三月二十八日に山口簡易裁判所から罰金八十万円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

令和七年八月八日印刷
令和七年八月八日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨